

令和 2 年

第 2 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和2年第2回定例教育委員会日程

日 時 令和2年2月21日（金） 午後2時から

場 所 教育委員会大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名
足立 俊弘

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市第2期教育振興基本計画の策定について（別冊）
（総務課、各課）

議案第2号 令和2年度我孫子市教育施策の策定について
（総務課、各課）

議案第3号 我孫子市小中一貫教育基本方針の改訂について（別冊）
（小中一貫教育推進室）

議案第4号 我孫子市指定文化財の指定について
（文化・スポーツ課）

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市第 2 期教育振興基本計画の策定について (別冊)	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	令和 2 年度我孫子市教育施策の策定について	・ ・ ・ ・ 2
議案第 3 号	我孫子市小中一貫教育基本方針の改訂について (別冊)	・ ・ ・ ・ 11
議案第 4 号	我孫子市指定文化財の指定について	・ ・ ・ ・ 12

議案第 1 号

我孫子市第 2 期教育振興基本計画の策定について

我孫子市第 2 期教育振興基本計画を別冊のとおり策定する。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市教育大綱に掲げる我孫子市のめざす教育を実現するため、我孫子市第 2 期教育振興基本計画を策定するものです。

議案第 2 号

令和 2 年度我孫子市教育施策の策定について

令和 2 年度我孫子市教育施策を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

令和 2 年度における教育行政の施策を定めるため、提案するものです。

『我孫子市教育施策』は、教育委員会議の審議を経て、毎年度定めています。施策の展開にあたっては、積極的に情報を発信するなどして、市民の皆様と情報の共有を図りながら社会全体で「生きる力」をより一層育み、施策の基本方針である「個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進」を目指していきます。

令和2年度我孫子市教育施策

【基本方針】

個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進

【目標】

I.子どもの創造性と自主性を育む教育の充実

重点施策1. 学校教育の充実

(1) 心身ともに健康な児童生徒の育成

- 思いやりのある豊かな心、社会性を育む規範意識を醸成する人権教育、体験活動及び道徳教育の充実
- 望ましい生活習慣につながる健康教育・食育の推進
- 心身の健全な発達を支える学校体育の充実
- 情操豊かな心を育てる文化的行事や学習活動の支援
- 幼児教育・保育から小学校教育へのスムーズな移行や、いわゆる「小1プロブレム^I」の解消などに向けた幼保小連携の推進

(2) 確かな学力の育成

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善の推進
- 生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況に対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
- 主体的に学習に取り組むための、個に応じたきめ細かな指導方法の工夫
- 情報活用能力の育成及びICT^{II}環境の整備
- ユニバーサルデザイン^{III}の視点による全員がわかる授業づくり
- 学級経営の支援（Q-U検査^{IV}の活用）と指導力の向上
- 児童生徒及び教職員の学校図書館活用の推進
- 外国語・外国語活動における指導力の向上及びALTの活用

(3) 小中一貫教育の推進

- 郷土愛を育み、未来を拓く力と輝く心の育成をめざす、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進
- 中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したグランドデザインを掲げ、地域の特色と人材を最大限に生かした小中一貫教育の推進

(4) 安心して快適に学べる教育・学習環境の充実

- 児童生徒の安全確保と防災体制・安全教育・防災教育の充実
- 小中学校における教育機器などの整備と充実
- 我孫子市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画の推進

(5) 信頼される学校づくりの推進、教職員の意識高揚を図る職場環境づくり

- 子どもと向き合う時間の確保を目的とする「我孫子市学校職員の働き方改革推進プラン」の実施
- 学校評価を活用した学校運営の改善
- 情報の積極的な発信と保護者・地域への丁寧な説明
- 教職員全員で取り組むモラールアップ委員会の充実

重点施策2. 地域に根ざした教育の充実

(1) 地域全体で学校教育を支えるしくみづくり

- 学校支援地域本部事業^V（地域学校協働活動事業）の推進
- 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育の充実
- 地域の大学・高等学校との連携強化による児童生徒への学習支援

(2) 地域に密着した学習の場の提供

- ふるさと我孫子の資源を活用した学習の推進

重点施策3. 子どもの成長・自立への支援

(1) 教育相談・支援体制の充実

- 一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進
- 適応指導や生徒指導を充実させるシステムの構築と相談体制の整備
- 不登校予防や解消に向けた支援体制の充実と関係機関との連携強化
- 我孫子市適応指導教室「ヤング手賀沼」の機能強化

○就学支援の充実

○帰国・外国人児童生徒への日本語支援体制の整備

(2) いじめ・非行防止対策の推進

○我孫子市いじめ防止対策推進条例に沿ったいじめの予防、早期発見と対処及び解消

○学校・市ほか関係機関との連携強化と相談窓口の充実

○街頭パトロールの実施、青少年育成団体との連携強化による青少年の非行防止活動の推進

○警察・生活安全関係機関との連携強化

(3) 子ども部との連携強化

○特別に支援を要する児童生徒への支援体制の充実

Ⅱ.市民が生涯にわたって生き生きくらすための学習体制の充実

重点施策1. 生涯学習環境の充実

(1) 学びたいときに学べる学習機会の充実

○公民館の学級・講座や生涯学習出前講座の充実

○鳥の博物館の教育普及活動の拡充

○図書館サービスの充実、市民の読書活動の推進

○移動図書館車の積極的な活用

(2) 人づくり・まちづくりにつながる学習活動の支援

○時代の変化や地域の課題に対応した学習機会の提供

○学んだ成果を社会や地域で活かせる人材の育成・活用

(3) 学習施設の整備・充実

○公民館、図書館、鳥の博物館などの施設・機能の充実

(4) 市民の学習活動を支える体制の整備

○生涯学習推進計画に基づく施策の推進

○生涯学習に関する情報の収集・提供と相談体制の整備・充実

○市民活動団体・NPO法人・学校・企業等との連携強化

○生涯学習ボランティアの育成・活用

○子ども部等と連携した、子どもの読書活動推進計画の推進

重点施策 2. スポーツの振興

(1) スポーツ施設の管理・整備と民間施設等の活用

- スポーツ施設の適正な維持管理
- 民間スポーツ施設の活用や近隣市施設の相互利用の推進

(2) 生涯スポーツの推進

- スポーツ推進委員と連携した総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- 生涯スポーツを支えるスポーツ指導者の養成

(3) スポーツを楽しむ機会の充実

- 市民が気軽に参加できるスポーツイベント等の開催

重点施策 3. 文化芸術活動への支援と地域文化の継承

(1) 文化芸術活動への支援と環境整備

- 共催及び後援事業による文化芸術活動の充実
- 既存施設の効率的利用の促進
- 新たな大規模ホールを含めた文化施設の調査研究

(2) 新たな文化芸術活動の創出

- 文化芸術活動や団体に関する情報の発信
- 文化芸術活動にふれる機会や参加する機会の充実
- 文化芸術活動団体との協働のしくみを見直し、新たな魅力の創出

(3) 地域文化・郷土芸能の保存と継承

- 生活文化や郷土芸能の聞き取りや現地踏査などの調査・研究
- 生活文化や郷土芸能の継承

(4) 歴史的・文化的遺産の整備・活用

- 指定文化財制度や登録文化財制度による文化財の保存・活用
- 文化財保存活用地域計画の策定と整備・活用の検討

(5) 埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究

- 埋蔵文化財や歴史資料に関する調査・研究の推進
- 埋蔵文化財や歴史資料に関する報告書・資料集等の刊行

(6) 歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充

- 歴史的・文化的遺産を公開する場や機会の確保
- 地域の歴史や文化に親しめる環境づくりの推進

-
- I 入学したばかりの1年生で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かないなどの状態が数カ月継続する状態です。
- II ICT（情報コミュニケーション技術）：Information and Communication Technologyの略。市内小中学校ではコンピュータやインターネットに加えて、プロジェクタ、デジタルカメラ、プレゼンテーションソフトなどのICT機器が、各教科や総合的な学習の時間など多くの教科等で幅広く活用されています。
- III 学力の優劣や発達障害等の有無に関わらず、すべての児童生徒が「楽しくわかる・できる」ことを目指し、教科指導における工夫や様々な子どもへの配慮を駆使して行う授業。
- IV Q-U検査（学級診断尺度調査）：Questionnaire-Utilitiesの略。学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙によって測定します。実施により、いじめの防止・発見、よりよい学級集団づくりに活用できます。我孫子市では、小学校は、3・4・5・6年生、中学校は、1・2年生で実施します。
- V地域のコーディネーターを中心とする「学校支援地域本部」を設置し、地域住民や保護者が学校支援ボランティアとなり、学習や部活動の指導などについて、学校のニーズや地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行うものです。

令和2年度 我孫子市教育施策改定整理表

目標 I. 子どもの創造性と自主性をはぐくむ教育の充実

	改定後(令和2年度)	改定前(平成31年度)	改定事由	
重点施策1. 学校教育の充実				
(1)	削除	情報モラル教育の推進	(5)「 <u>情報活用能力の育成及びICT環境の整備</u> 」と結合したため、削除	指導課
(2)	幼児教育・保育から小学校教育へのスムーズな移行や、いわゆる「小1プロブレム」の解消などに向けた幼保小連携の推進	幼稚園・保育園・認定こども園から小学校へのスムーズな移行や、いわゆる「小1プロブレム」の解消などに向けた幼保小連携の推進	文言整理	指導課
(3)	「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善の推進	主体的・対話的で深い学びの視点を意識した授業改善	文言整理	指導課
(4)	生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況に対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成	基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成	新学習指導要領に合わせて文言整理	指導課
(5)	情報活用能力の育成及びICT環境の整備	なし	(9)「 <u>ICT機器の更新</u> 、施設や設備・教育機器などの整備と充実」からICT機器について削除し、(1)「 <u>情報モラル教育の推進</u> 」と結合した新たな施策を追加	指導課
(6)	ユニバーサルデザインの視点による全員がわかる授業づくり	全員がわかる、理解できるユニバーサルデザインの視点をもった授業の工夫	文言整理	指導課
(7)	郷土愛を育み、未来を拓く力と輝く心の育成をめざす、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進	・学力向上と豊かな心の育成や、いわゆる「中1ギャップ」の解消をめざす、9年間を見通した小中一貫教育の推進 ・小中学校の円滑な接続を重視した中学校区の実態に応じた小中一貫教育の充実	小中一貫教育基本方針の改訂により修正	指導課

	改定後(令和2年度)	改定前(平成31年度)	改定事由	
(8)	中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したグランドデザインを掲げ、 地域 の特色と 人材 を最大限に生かした小中一貫教育の推進	中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したグランドデザインを掲げ、 それぞれの 特色を最大限に生かした小中一貫教育の推進	小中一貫教育基本方針の改訂により修正	指導課
(9)	小中学校における教育機器などの整備と充実	ICT 機器の更新、施設や設備 ・教育機器などの整備と充実	ICT機器の更新については、(5)「 情報活用能力の育成及びICT環境の整備 」として、新たな施策を追加したので文言を削除 施設や設備については、(9)「 我孫子市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画の推進 」の施策中に含まれるので、文言を削除	指導課 学校教育課 教育総務課
(10)	我孫子市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画の 推進	我孫子市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画の 策定	平成31年度に学校施設の個別施設計画を策定し、令和2年度以降、推進を図っていくことから文言整理	教育総務課
重点施策2. 地域に根ざした教育の充実				
(1)	学校支援地域本部事業(地域学校協働活動事業)の推進	学校支援地域本部事業の推進	国・県の名称変更により修正	指導課
(2)	学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら 、社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる 資質 ・能力を育成するキャリア教育の充実	社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力を 全教育活動を通じて 育成するキャリア教育の充実	新学習指導要領に合わせて文言整理	指導課
重点施策3. 子どもの成長・自立への支援				
(1)	我孫子市適応指導教室「ヤング手賀沼」の機能強化	なし	法律の改定があったため、新たに施策を追加	教育研究所

目標 II. 市民が生涯にわたって生き生きらすための学習体制の充実

	改定後(令和2年度)	改定前(平成31年度)	改定事由
重点施策1. 生涯学習環境の充実			
(1)	鳥の博物館の教育普及活動の拡充	鳥の博物館の教育普及事業の拡充	文言整理
重点施策3. 文化芸術活動への支援と地域文化の継承			
(1)	文化芸術活動団体との協働のしくみを見直し、新たな魅力の創出	我孫子の自然や風土をいかした新たな活動への支援	これまでの文化芸術団体との協働の見直しを図ることで、新たな魅力創出と文化芸術団体の活性化が期待できるため施策内容を変更

鳥の博物館

文化スポーツ課

議案第 3 号

我孫子市小中一貫教育基本方針の改訂について

我孫子市小中一貫教育基本方針を別冊のとおり策定する。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

学習指導要領の改訂に伴い、我孫子市小中一貫教育基本方針を学習指導要領の内容に合わせて改訂するため、提案するものです。

議案第 4 号

我孫子市指定文化財の指定について

我孫子市文化財の保護に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり我孫子市指定文化財に指定する。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

市内に所在する重要な文化財として、竹内神社例大祭（我孫子市布佐 1 2 2 0）を我孫子市指定文化財に指定するため、提案するものです。

本件の指定については、令和 2 年 1 月 2 7 日に開催された我孫子市文化財審議会に諮問し、令和 2 年 1 月 2 8 日付けで答申されました。

我孫子市第18号指定文化財

1 種 別

無形民俗文化財

2 名 称

竹内神社例大祭

3 所在地

竹内神社（我孫子市布佐1220）

4 所 見

別紙調書参照

調査報告書
竹内神社例大祭

1. 名称

竹内神社例大祭

2. 主として保持している者もしくは団体の氏名

竹内神社代表役員及び氏子総代

3. 行われる時期及び主として行われる場所

本来は毎年9月14日、15日、16日の三日間を例祭日とし、14日に祭典を執行していたが、近年は必ず14日を例祭日のうちに入れる。

竹内神社（我孫子市布佐1220）

4. 種別

無形民俗文化財

5. 適応指定基準

風俗習慣のうち、由来、内容等において我孫子市における基盤的な生活文化の特色を示す典型的なものである。

6. 内容

9月14日を含めた3日間行われる。例大祭に参加するのは上町・一丁目・大和町・二丁目・三丁目の5町になる。神輿が1基、山車は町内ごとに1基の計5基、子ども神輿も5基ある。例大祭行事の執行は、町内ごとに持回りで行い「当番町」と称する。祭礼費用は5町で分割して負担しており「五町割」と呼ばれる。

1日目と3日目には神輿を中心として全町の山車と子ども神輿が全町内を巡り、「連合渡御」と称する。

2日目と3日目の夜、当番町により決められた場所に5台の山車が集合して

神楽を奉納して競演する。これは「山車の協奏」と呼ばれている。その技量を競い合う様は見事であり、布佐の祭りの盛大さは我孫子市内屈指のものである。

3日目の山車の協奏のあとは、竹内神社に入る前に神社と町の境界を行ったり来たりする「丁跨ぎ」を行い、神社境内へ戻り、神様を本殿へ戻し、祭りの終了となる。

7. 由来

創始は承平年中(931-938)といわれ、平将門の乱が平定した天慶3年(940)に武内大明神を奉斎したと伝えられる。

沿革の詳細は安政6年(1859)の名主方の火災で失われたため不明であるが、別に「由来記」1巻がある。古くは愛宕神社の一角に「武内神社」として祀られ、愛宕神社を元宮という。由来記は文化3年(1806)に記されたもので、「伝聞、再改」の奥書と別当西光山勝蔵院良天代及び名主等の連署がある。巻頭に相馬五行の社をあげ、ついで武内大明神勧請のこと、森田左右衛門にかかわる白蛇出現の伝承及び神託によって武内明神を竹内と改めて現在地に遷座し(この年代については由来記には明記されていないが、社伝では文禄2年(1592)とされる)、6月15日を祭礼の日と定めたこと、享保21年(1736)正一位竹内明神の称を許されたこと、安永年中(1772-1781)の社殿修営のときに承平の年号と大工攝津国住人の記銘のある旧材を発見したこと、などが記されていて由緒来歴が分かることから、正一位の称号を許された18世紀半ばには神社の神位、社格、境内の整備、経済的基盤が整ったものと思われる。

8. 所見

竹内神社の祭礼の盛大さの背景には、かつて河岸の町として栄えた布佐の経済力、ひいては商業都市・町場としての繁栄を見落とすことはできない。布佐が河岸として発展を見せた歴史は古く、元禄から正徳期(1688-1716)にはすでに5軒の河岸問屋があったという。宝暦期(1751-1764)には六斎市も立ち、江戸や近郊との商取引も活発であった。現在、境内に合祀されている「船待中」の人々によって祀られていた「水天宮」や、「稻荷社」にある「日本橋魚河し」と太文字で彫り込まれている御手洗石等を見ると、河岸の町布佐の繁栄がしのばれることから、町が形成されていった上で、享保21年に正一位の称号を許され、

その後、例祭が興ったと考えられる。

このように竹内神社の祭礼は、我孫子市の布佐地区の近世から近代にかけて繁栄した町の姿の一端を現在によく伝えており、現在も我孫子市内の祭礼としては最も盛大なもので、町内持ち回りで維持されている。我孫子の歴史を伝えていくうえで市の無形民俗文化財として市指定文化財とする価値がある。

(佐野 賢治)